

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する
省令案要旨

- 1 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づき、特定の用途に供するものであることを要件として関税の譲許の便益の適用を受けた精製用高糖度粗糖の輸入者及び当該物品を精製用に使用する者並びに製造用原料品に係る関税の譲許の便益の適用を受けた者が備えなければならない帳簿について、電磁的記録による保存及び作成を行うことができることとする。（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条、別表第1及び別表第2関係）
- 2 この省令は、平成27年4月1日から施行することとする。